

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和7年7月28日付け有田川町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

協議が調っている内容

下記の車両について、移動円滑化のために必要な旅客施設又は車輛等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）のうち下記条項について適用除外を受ける。

- ・第37条第2項第2号・・・車いす使用者の乗降を円滑にする設備（スロープ）
- ・第39条・・・車いすスペース
- ・第40条第1項・・・乗降口と車いすスペースとの通路幅

対象車両

車名 形式	初年度 登録年	定員	長さ	幅	車両 総重量	車両番号
トヨタ GDH223B-LETNY	R 7年	14人	538cm	188cm	3,050kg	GDH223-2008699

令和7年8月12日

有田川町地域公共交通会議会長
有田川町長 中山 正 隆

